



Title	福音と律法 : パウロ「ローマ書」における信の根源性
Author(s)	千葉, 恵
Description	札幌独立キリスト教会より許諾を頂いて転載
Citation	独立教報, 420, 21-38
Issue Date	2020-02-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76857
Type	journal article
File Information	chiba_18.pdf,



【創立記念講演】

福音と律法

―パウロ「ローマ書」における信の根源性―

北海道大学文学院特任教授

千 葉

恵

まえおき

当日講演のあと、何か確かな福音、われらの外にある救いの確かさを語りえたという感触をもちえませんでした。上よりの補いを祈ったしだいです。とりわけ大友浩主管が午前中に「汝の罪赦された」のお話のなかで触れられたルカ七章の展開において、愛したことは多くの罪赦されたことの証であるというイエスご自身により語られる信に基づく義から愛への橋渡しとなるその真つ直ぐの道を的確に表現できませんでした。罪赦されたことの証が愛であるなら、齒を食いしばってでも敵を愛することでありましょう。しかし、罪赦された喜びのなかでおのれの肉へのこだわりからの解放はいつのまにかその緊張からも解放されて右手で為すことを左手に知らせることのない仕方であが遂行されることでしょう。

パウロは福音が明確に歴史のなかで、しかもわれらの外に (extra nos) 打ち立てられたと述べ伝えています。救いがわれらの外に堅くたっていること、そ

れだけで喜びです。そして神の前とわれらのうち (in nobis) を媒介するのが聖霊です。もちろん人間の側から今、ここの聖霊の媒介を信じつつ福音に感謝し与えることは許容されていますが、理論的に福音を福音として理解することも基礎作業として不可欠だということをお話したかったのです。ここでは福音と律法の緊張と福音を福音それ自身として析出することに向けて要点を記します。

一、福音と信仰義認論をめぐる問い

福音とは「御子についてのもの」(Rom1:2)です。「御子の」福音はまずユダヤ人にそしてギリシヤ人にもすべて信じる者に救いをもたらす神の力能である」(Rom.1:16)。パウロは御子イエス・キリストにおいて「信じる者」を罪から救いだす神の力、権能を見出し出したのです。従来、「信じる者」との関連でひとの心の状態としての信仰がただちに問題とされ所謂「信仰義認論」として「ローマ書」第一章

から第四章を理解してきました。

しかし、パウロは福音をまず神の前のことからとして、即ち、神が人類について彼らがどのような者であると認識し、いかに救いだしたかを報告しています。「福音を述べ伝える」(Rom.1:15)、また「福音に共に与る」(1Cor.9:23)と「福音」を動詞化して一語で表現することがありますが、まず神のことがらである「福音」をそれ自身として理解する必要があります。それを妨げてきたものとして四世紀にヒエロニムスによる二世紀以来の *vetus latinus* の編集として刊行された *Vulgata* 版に見られる誤訳を挙げねばなりません。

その議論の前に、「いずれの行も及び難き身」(親鸞)として私自身自らの力で救いに到達することはできないという感覚のなかで、福音そしてその実質と理解されてきた所謂「信仰義認論」に惹き付けられつつ、また困惑のうちに長く過ごしてきました。信仰義認論とは「働きのない者であり、不敬虔な者

を義とする方を信じる者には、その信仰が義と認定される」(Rom.4:4)と提示されています。罪のまま不敬虔のまま信じるにより罪赦され、義とされるという考えだといえます。

その通俗的な信仰義認論、所謂「信仰のみ」と特徴づけられる福音理解をめぐる幾つかの問いに捕らわれていました。ここでは七つの問いを挙げその後の解決の方向を↓で示します。聴衆の方々のなかで同じような問いを抱かれた方がいらっしやるなら、私どもは問いを共有しており、私自身にとつての解がその方の解となるかもしれません。

信仰義認論、所謂「信仰のみ」と特徴づけられる福音理解をめぐる幾つかの問いを提示し、探究の方向を↓により示します。

(1) どれだけ信じれば罪が赦され義と認められ救いを得られるのか? ↓ひとが持つ心の状態と福音(救いはわれらの外の出来事)との関係の問いへ。

(2) 「認定される」「看做される」(4:3)とは誰にそ

う「認定される」のか？ ↓神の前の地平、神自身の理解の言語網の要求へ。

(3) 福音は「キリスト・イエスにおける贖いを媒介にしてご自身の恩恵により贈りものとして義を受け取る」(3:23)とあるように、恩恵の無償性、贈りものの性が語られる。人間の側の備えは何もいらないのである。立派な行いなしにも信じるだけで義とされたとすれば、それは道徳的危機(moral hazard)を引き起こすのではないか？ ↓贖いをめぐる律法と福音の関係の問いへ。

(パウロは道徳的危機をもたらす所謂「無律法主義」、「本願誇り」の問いを引き受け応答しています。「われらは罪を犯そうか、われらは律法のもとにはなく、恩恵のもとにあるのだから」(6:15)。「もし神の真理がわが偽りにおいてご自身の栄光へと彌や優ったのなら、何故われなお罪人として裁かれるのか。そしてわれらはこう中傷されているのではないのか、すなわち「善きことどもが来るために、われ

らは悪しきことどもを為そう」とわれらが語っていると或る者たちが主張しているように」(3:8)。

(4) 「われらの古きひとが共に十字架に磔られた」(6:9)や「今や、われらは彼の血において義とされた」(5:9)等の過去表現はいかに理解されうるのか？、二千年前の出来事であるキリストの死と古い自己の死の同化はいかにして可能か？ ↓聖霊の媒介行為についての探究へ。

(5) 「信仰のみ」という主張はパウロの「律法を行う者たちが義とされる」(2:13,c2:6)や福音書のイエスの語録に矛盾するのではないか？ ↓信の根源性ゆえの一切の営みへの浸透性と包括性へ。

(「呪われたものども、われから離れ去り、悪魔とその手下の為に用意してある永遠の火に入れ。汝らはわれの飢えているときに食を与えず、…裸のときに着せず、病気のとき、牢にいたときに訪ねてくれなかった。…この最も小さい者の一人にしなかったのは、われに為さなかったことなのである」

(Mat 25:41-45))。

(6) 信じることは考えることなどと同様に一つの心の働きに相違ない。「働きのない者」における「働き」と心の働きにはいかなる差異があるのか?、業(わざ)ではない、働きではない信仰とはいかなるものか? ↓ロゴス(福音の理論)とエルゴン(その実践)による聖霊の執り成しの哲学的分析へ。

(福音(信じる者に救いをもたらす神の力能)と律法(モーセの十戒に代表される650を超える「ゝ為すべし」「ゝ為すべからず」という「業の律法(nomoi ton ergon) (3:27)」の関係の理解として聖霊の媒介を要求するなど神学的議論の一つ手前での神の意志の「はたらき」としての理解ならびにひとの心魂の「はたらき」としての理解が不可欠となる)。

(7) 信仰にはどんなマジックがあるのか? ↓聖霊の理性的な理解へ。

ここではすべての問いに応えることはできませんが、福音を業の律法の枠のなかで読むことから解放

したいと思います。

二、福音と律法の啓示―神の前の言語網を析出すること―

パウロは神の前の啓示の言語網を聖霊に訴えることなくそれ自身として析出できるように議論を展開しています。「ローマ書」においては「啓示される(apokaluptai)」という動詞表現は三度のみ用いられますが、「神の義」の現在形で表現される二つの啓示即ち(A)義認と(B)怒りは歴史のなかで生起しているものであり、神の意志はそこで明白に知らされています(1:17,1:18)。もう一つは終末における審判の啓示です。「今という好機の苦難は、われらに啓示されるべく来たりつつある栄光に比して取るに足らないとわれは看做す」(8:18)。ここでは「われ看做す」とあるようにパウロによる「われら」の希望のことがらとして終末における神の肯定的な意志の知らしめに言及されています(8:18)。

神による啓示行為は神が理解する神の前の人間を提示しており、そこでは「神の前の自己完結性」すなわち神自身の理解網が一つの整合的な言語網として報告されています（A）啓示言語：1:17,3:21-26、（B）啓示言語：1:18-32。神の前の人間たちの外延（総数）は（C）生身の人間とその数において等しい。パウロは人間中心的な議論を「肉の弱さ」（6:19）への譲歩として展開しています。これを「ひとの前の相対的自律性」と呼びます。しかし、神の前の人々の認知的な振る舞いは神にそう理解されているものとして報告されており、生身の人間の自己理解と異なることが想定されています。ひとは神の前のことがらはよく知らないのだから弁解の余地があると思っけていても、神は神の前にいる人々に明白に知らしめているのだから「弁解の余地はない」と考えられます（eg.1:20）。生身のひとは神の前の言語に習熟する必要があります。

福音の主題は（A）「神の義は彼「イエス・キリ

スト」において「神の」信に基づき信に対して啓示されている「現在形」（1:17）です。この神の義の啓示、隠されていたものの覆いを取る知らしめにおける神の信とひとの信の対応は、一般的にも、誰かを疑っている者はその疑われている当人が信実であることを知りえないことと類比的であり、信に対しては信による応答が相応しいのです。ただし、ここでは既に神が嘉みする「信に対して」神の信義が啓示されています（cf.Phil.2:12-13,Gal.3:5,Mk.1:11）。自らの信に対して知らしめられているひとは、神が義であることを神の前のことがらとして知っています。

この主題は三章で展開されます（3:21-26（A啓示言語）、3:27-4:25（パウロによる神の前の言語の報告（A）と旧約聖書に基づく論証）。神の義の啓示の媒介として十字架にまで至る従順を貫いたナザレの「イエスの信」（3:26）が神に嘉みされ「イエス・キリストの信」即ち神に油注がれた救い主に帰属し

た「信」として神に用いられたことが報告されています。「神の義はイエス・キリストの信を媒介にして信じる者すべてに明らかにされてしまっている」(3:21)。いつでも「信じる者すべて」と語られ啓示の言語の報告においてはその差し向け相手は決して「われら」や「汝ら」が用いられず、三人称で表現されています。個々人の心的態勢としての信仰はここではパウロにより考慮されません(Ⅰ)への応答)。

(A) 義人はいかなる者であるかに関して、「神はイエスの信に基づく者を義とする」[現在分詞形]により御子の啓示の内容として一般的に知らしめています(3:25-26)。「アブラハムの信に基づく者」(4:16)も同様であり、信の律法のもとにある義認の論証として彼は旧約聖書に訴え展開します(Ⅱ:25)。「アブラハムにその信仰が義と認定された」(Ⅱ:2)への応答)。パウロの自覚としてはこれは神の前の事実の一般的な論証です。重要なことは肉の

弱さへの譲歩なしに神の前の報告をそのまま受け止めるなら、神の前の啓示の差し向け相手は神の義認の意志と知らしめについて報告通りに知っていることが想定されていることです。

パウロは、他方、人間の認知的、人格的機能の弱さに譲歩し(C) 人間中心な神および自分たち人間の認識を提示します。この譲歩は神の前の出来事を自らのこととして受け止めることが困難であるという想定のもとになされます。神は生身の肉である人間が愚かさや弱さゆえにひとが神について考えるようにには自らは考えてはいないことが「啓示する」という神の前の現実を報告する動詞表現の含意です。神の前の言語に習熟することが求められています(Ⅰ)(Ⅱ)への応答)。

「ローマ書」一章の議論の展開としてまず「神の義」は福音において啓示されていることが提示され、その神が義であることの第一の理由が「神の怒り」にあると報告されています。「なぜなら神の怒

りは天から不義のうちに真理をばむ人間たちのすべての不敬虔と不義のうえに啓示されているからである「現在形」(1:18)。神の怒りは今・ここで真理を阻むと神に看做されている人間たちに、自らの裁量のもとにある不敬虔と不義という心魂の態勢のうえに、即ち心魂の或る在り方のうえに「引き渡し」(1:24)、勝手にしろという仕方では啓示されています((B) 啓示言語1:18-32)。

(B)「神の怒り」の啓示の報告の結論として「業の律法に基づくすべての肉はご自身の前で義とされることはないであろう「未来形」(3:20)と終わりの日に罪人として審判されるに至ることがこの啓示の含意としてパウロにより導出されています(2:1-3:20 : パウロによる (B) 啓示言語の旧約聖書に訴えての報告ないし論証)。ただし、この未来形表現により、当人が悔い改めた場合には事情が異なることもあろうことが含意されており、神の「怒り」は最終的な審判ではありません。悔い改めとは (B)

業の律法のもとから (A) 信の律法のもとに移行することです。

この「神の怒り」と「業の律法」の関係は「業の一律法は怒りを成し遂げる」(4:25)のものであり、今・ここで知らしめられている怒りはモーセに対する十戒の啓示に基礎づけられている或いはそのさいの神の怒りをモデルにしています。現在啓示されている神の怒りの理由をパウロは神自らが「なぜなら、神が彼らのただなかで明らかにしたからである」(1:19)と過去時制により報告しています。この時制は暗くされた悟りなき心が偶像崇拜に陥ったことそして三度現れる「引き渡した」の過去用法とともに一つの出来事を念頭におっています(1:24,26,28)。神の怒りの歴史のなかでの一つの啓示行為が現在の怒りの啓示の保証ないしモデルになっていると考えられます。パウロはこの過去形表現により、神がモーセに十戒を提示した時、出エジプトの民がそのモーセの不在のあいだに偶像崇拜等に陥った具体的な事

実を表し、ひとは神の意志を知りまた知りうることの一つの証拠として提示されています。

実際、この引用箇所における過去時制表現、例えば「神は引き渡した」、「彼らは損得勘定において空しきものとなった」、「彼らは……愚かな者となった」は「神の怒り」とともに、聖書中、出エジプトの民の偶像崇拜事件の論述にそのまま見出されます。パウロが用いた七十人訳には「神の（怒り）」というギリシャ語句と共に出エジプトの連の当該箇所において見出すことができます。これらはすべてアロンのもとで金の子牛を鑄て偶像を拝んだ出エジプトの民の記事に符合し、神は偶像崇拜についての律法に即し怒りを示して、レビ人を介し一日に三千人を倒したことが報告されています。（「引き渡した」：Rom.1:24, 26, 28=Ex. 1:13; 「怒り」：Rom.1:18=Ex. 32:10-13, 「空しき者となった」：Rom.1:21=Jer.2:5, 「愚かな者となった」：Rom.1:22=Jer.10:14）。

なお、業の律法の啓示以前においてまた異邦人においては良心が業の律法のもとにあることを示しています。異邦人ならびに「アダムからモーセに至るまで」のユダヤ人をも含め、ひとの「良心」は「律法を持たずにも自らに對し律法」です(2:15)。

三、信に基づく義とヒエロニムスの誤訳およびその克服

このように限定的な仕方では神の啓示行為は報告されますが、重要なことはパウロが神自身の間認識として怒りについての理解を報告していることです。しかし、この神の前の現実の整合的な理解を妨げてきたのが、神の義とひとの義認の啓示行為（A）が1:17の展開として3:21-26において遂行されていますが、3:22のヒエロニムスによる誤訳です。（A）神の義と義認の啓示行為のパウロによる報告(3:21-26)およびその含意がパウロによる信仰義認の「認定」として展開されており(3:27-31)、連続性にあ

る当該箇所の私訳を挙げます。

「(A)」²¹しかし、今や、「業の」律法を離れて神の義は明らかにされてしまっている、それは律法と預言者たちにより証言されているものであるが、²²神の義はイエス・キリストの信を媒介にして信じる者すべてに明らかにされてしまっている。というのも、「神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信の」分離はないからである (*in gaudiis*)。²³なぜ「分離なき」かといえは (*gar*)、すべての者は罪を犯したそして神の栄光を受けるに足らず、²⁴キリスト・イエスにおける贖いを媒介にしてご自身の恩恵により贈りものとして義を受け取る者たちなのであって、^{25・26}その彼を神は、それ以前に生じた諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に、ご自身の義の知らしめに至るべく、イエスの信に基づく者を義とすることによってもまたご自身

が義であることへと至る今という好機において、ご自身の義の知らしめに向けて、その信を媒介にして彼の血における「ご自身の一現臨の座として差し出したからである。

「(C)」²⁷それでは、どこに誇りはあるか、閉めだされた。どのような律法を介してか、業のか、そうではなく、信の律法を介してである。²⁸かくして、われらは、人間は業の律法を離れて信によって義とされると認定する。²⁹それとも神はユダヤ人だけの神であるのか。そうではなく異邦人たちの神でもあるのか。そのとおり、異邦人たちの神でもある、³⁰いやしくも神はひとりであり「業の律法ではなく」信に基づく割礼者を、そしてその「イエス・キリストの」信を媒介にして無割礼者をも義とするであろうなら。³¹それでは、われらはその「イエス・キリストの」信を介して律法を無効にするのか。断じて然らず。

むしろわれらは律法を確認する(3:21-31)。

一二二節原語 *diastole* (LSJ) では *separation* が *distinction* より前挙) の当該箇所 *the Vulgata* 訳は *non enim est distinctio* 「なぜなら区別がないからである」です。しかし、それ以降調査の限りすべての翻訳において、これがその理由文であるところの前文における「信じる者すべて」のあいだに「区別」や「差異」はないと理解されてきました。神の義が啓示されたことの理由が信じる者のあいだに区別や差異がないということはいかにも不可思議です。実はひとの心的状態としての信仰に区別や差異がないということではなく、「神の義」とその啓示の媒介である「イエス・キリストの信」のあいだに神の前のことながら「分離(*separatio*)はない」と訳されねばならなかったのです。

続く「なぜ「分離なき」かといえ(ガ)」即ち「なぜなら」という理由文が明らかにしているように、その長い一文(23-26節)は「神の義」とその啓示

の媒介である「イエス・キリストの信」のあいだに「分離はない」ことを説明しています。「ご自身の義の知らしめに至るべく、イエスの信に基づく者を義とすることによつてもまたご自身が義であることへと至る今という好機」さらには「ご自身の義の知らしめに向けて、その信を媒介にして彼の血における「ご自身の」現臨の座として差し出した」とあるように、信義の分離のなさが報告されています。

かくして、明らかにこれまでの翻訳は誤りだったと言わねばなりません。ここではひとの信仰という心的状態に区別や差異がないかが問われてはいません(一)への応答)。もし神がマザーテレサとヒトラーの信仰に差異を見ないとしたらそのような神は不義でありましょう。実際、罪に程度と差異のあることがアダムの関連で報告されています(5:14)。ここでは神自身の認識として神はナザレのイエスの信の生涯を嘉みし、イエス・キリストの信として神・人において生起した信を介して自らの義を知らしめ

たが、その信義に分離がないと理解していることが報告されています。媒介者「イエス・キリスト」という表現はまことの神そして同時にまことの人を指示しており、一つの行為をこの存在者には帰属させられないため、行為主体として用いられることがあります。従来 of 目的の属格の理解もひとの信仰が神の義の啓示の媒介とはなりえず採用できません。

四、贖い―業の律法からより根源的な信の律法への移行

この福音は「業の一律法を離れて」(3:21)つまり神の義はモーセ律法とは分離されうるものであり、しかも「信の律法」(3:22)とは分離なきものとして啓示されたために、神自身にとって福音即ち信の律法のほうが業の律法より即ち信に基づく義は業に基づく義より根源的です。神においてそうであるなら、ひとにとっても神自身が信義であることが啓示されたとき信によって応答することのほうが、「汝

くすべからず」の命令のもとでの業の遂行よりも心魂の態勢、行為として根源的であることが含意されます。これが信の根源性です(5)への応答)。この信の根源性のもとに福音と律法の関係が位置づけられます。

神は誰であれすべての人間をその罪に対する「キリスト・イエスにおける贖いを媒介にして」、「ご自身の恩恵により贈りものとして」、「義を受け取る者たち」であると認識しています。全人類が業の律法のもとでは罪を犯したと看做され、全人類が御子の贖いによる義認の差し向け相手であると看做されています。「その彼「イエス・キリスト」を神は、…その信を媒介にして彼の血における「ご自身の」現臨の座として差し出した」(cf. C. Talbert, *Romans*, 'the locus of divine presence', p. 107, N. T. Wright, *The Day The Revolution Began*, 'meeting place' (p. 327))。この差し出しが御子の贖いを介した「贈りもの」です。神は十字架上に現臨してい給う。「一切のものはギリ

ストを介してご自身とわれらを和解させそしてわれらに和解の勤めをお与えになった神に基づく、それは神がキリストのうちにい給うたからである……」(2Cor.5:18-19)。

神は「すべての者は罪を犯した」即ち誰もが業の律法のもとに一度は生きていたという認識ゆえに、神は信の律法のもとに御子を義認への「贈りもの」として差し出すことにより、業の律法のもとに罪人を審判することから自らを解放できると認識しています。神は福音の啓示の否定的前提である過去時制(「罪を犯した」と全称量化(「すべての者」)において、今や罪を犯した者たちはすべてが「義を受け取る者たち」へと過去から現在に変換すべく表現されていると認識しています。神は過去表現により罪人が福音との関連にある限り過ぎ去ってしまったと認識しています。この変換表現により、業の律法が福音との関連で新たに理解されると認識しています。業の律法にはひとをして罪を知らしめ、福音に

追いやる働きが与えられます。

「贖い」はその語句の意味をめぐって、常に問われてきました。アンセルムスは「信無き者」による反論を紹介します。彼らには「私たちがこの解放(*liberationem*)を「贖い・買い戻し(*redemptionem*)」と呼ぶことを不思議に」思っている。彼らはキリストが「罪と神の怒りと地獄と悪魔の力からわれらを贖った(*redemit*)」ことに反論し、神が苦しむことを望み、「最後にはその血で贖うほか」救いえなかったと信じることを「狂気の沙汰」とします(*Cui Deus Homo*, 16, II, 16)。神学的負荷のない意味論的分析によれば、神による啓示の神の前の言語網が二種類分節されるため、一方から他方への「解放」が神による贖いの行為であると言えます。あらゆる者がこの贖いの対象ですが、神は信の律法のもとに「イエスの信に基づく者」と看做す者を義とすることを知らしめています。これは歴史のなかに啓示された贈りものであり、この語は業の律法を前提にします

が信の律法の言語網のなかに位置づけられます。

贖いの無償性、贈り物性とは、エルゴン（働き）上「キリストはわれらを律法の呪いから贖いだした」（Gal.3:13）ということに他なりません。ただしこの「ガラテア書」における「われら」は「ローマ書」では三人称「信じる者すべて」に一般化されています。神はもはやひとに業に基づく義を求めることなく、信に基づく義だけを求めることができると看做しています。

信じることは利己的な自己追求なのではないかという自らの信に対する懷疑は「貪るな」（Ex.20:17）という業のモーセ律法の枠のなかで信仰を捉えていることからきます。「信の律法」は神が御子において信であったとき、それに信による応答だけを求めています。正義は目には目をのモーセ律法とともに信の律法においても相互の何らかの等しさ（信に対する信）に成り立ちます。貪ぼりであるか否かという自己吟味は信仰を業の律法に属するものとして理

解しているために生じる問いです。信じることも貪ることも心魂の一つの行為に他ならず、双方の相違はいずれの律法のもとにあるかにより確認されます（（6）への応答）。

人類「すべての者」に対しその贈りものが既に差し出されています。歴史のなかで神は御子の信を介して彼の血におけるご自身の「現臨の座」として御子を差し出したからです。神の義の知らしめは「信じる者すべて」即ち神がその信仰を嘉みする者に対して遂行されています。なぜここで「すべての者」とは語られないかと言えば、信は信に対して啓示されるという正義の議論の地平においてだけではなく、信じなければ知ることではできないという認識論的な制約、さらには概念の理解として「水」の理解が「泳ぎ」の理解に先行するように、「信」は「知識」の概念理解に先行するそのような言語的、認識論的制約からくるものです。ひとが誰かを疑っているとき、相手が信実であることを知ることができないの

と類比的です。その存在論的根拠は認知的なものも人格的なものも心魂の根源的な働き信に基礎づけられているからです。

すべての人類に和解を提示していることと、それを人類すべてが知り受け入れるということは当然同じことではありません。神は自らがその信仰を嘉みする者に知らしめています。神の側から言えば、誰が義人であるかは予め定められており、知られており、その者たちに知らしめていきます(9:13-24)。啓示の報告の含意として、信じる者はすべて媒介者により神が義であることを知っています。今・ここに肉の弱さにおいてある生身の人間はこの神の前の事実習熟する必要があります。

五、聖霊の媒介

「神の前の自己完結性」と「ひとの前の相対的自律性」が分節されて語られています。(C)人間中心的には「義の奴隷」でも「罪の奴隷」(6:21)で

もありうる可能存在として肉は看做されていますが、パウロはその生身の人間に命令形で「汝が汝自身の側で持つ信を神の前で持つ」(14:22)と啓示された福音を自らのことがらと看做すよう命じます。命令法は背くこともありうる自由を前提にしています。神の意志は啓示の媒介者において最も明確に知らされており、個々人にはそれほど明確に知らされていないため信じることは実質的であり、「愛を媒介にして実働する信が力強い」(Gal.5:8)とあるように、信に基づく愛の道を歩むことがただその道を歩みぬいたキリストの弟子に相応しい道です(3)への応答)。そこに約束された聖霊の執り成しが今・ここで生じていることでしょう(5:5.c.f. Luk.11:13, John.14:15-17)。

「ローマ書」五―八章においては聖霊の執り成しの議論が展開されますが、この箇所は聖霊の今・この働きに対する言及なしには理解できません。「かくして、われらは「イエスの」信に基づき義とされ

たので、われらの主イエス・キリストを介して神に
対して平安を持してゐる」(5:1-2)。¹⁾ ところでパウロ
にとっては三十年前の「イエスの」信に基づき義
とされた」という過去表現は聖霊の媒介なしには、
現在「神に対して平安を持して」生きるわれら自ら
のことがらとして理解することはできません。同様
に、「われらは、われらの古きひとと共に十字架に
磔られたことを知っている」(6:6)という知識主張
は、ゴルゴタの丘の過去の出来事と現在を媒介する
聖霊の働きなしには有意味なものとはなりません。
他の過去表現、例えば「われらはその方を介して
今や和解を得たそのわれらの主イエス・キリスト」
(5:11, cf. 5:9, 7:6, 8:24)も同様です。これらに共通す
ることとして主語は「われら」であり三人称は決して
用いられず、聖霊の注ぎの対象であるパウロ等「わ
れら」がキリストの過去の出来事と同化させられる
聖霊の「エルゴン言語」と呼ぶことができます。パ
ウロはこれを「霊と」神の「力能の論証」と呼びま

す(1Cor2:4)(4)への応答)。

神の前(A)(B)とひとの前(C)の双方を媒
介するものが今・ここにおいて働く(D)キリス
トないし聖霊です。「神の愛はわれらに賜った聖霊
を媒介にしてわれらの心に注がれてしまっている」
(5:5)。このパウロの発話はその発話の時点で聖霊
が注がれていない場合には偽となる、そのような今・
こここの働きのなかでの語りです。聖霊を媒介として
の神の愛の今・こここの働きはそこから「もし神の愛
が注がれるとするなら、それは心への聖霊の賦与を
媒介にする」と一般的な言明として引き出すことも
できます。他方、条件文(If)「神の霊が汝らに
宿るなら」(8:9, 10)においては、キリストや聖霊の
執り成しがある場合もない場合もあることを含意し
ています。

これまで見てきましたように(A)(B)神の前
の人間現実とひとの前の人間現実(C)は相互に異
なる言語網において展開されています。前者は神の

啓示行為に基づき、福音の宣教においてパウロが「知恵ある者たち」(1:15)に対応すべく神の知恵の報告です。「われは成熟した者たちのあいだでは神の知恵を語る」(1Cor.2:6)。信に基づく義(所謂信仰義認論)(1:17,3:21-4:25)と選ぶ(予定)(9:6-11:36)の教説は「知恵」に訴えて展開されます。「深いかな神の知恵と認識の富とは」(11:32)。「神の知恵」の報告には「聖霊」への言及を見出しえず、「知恵の説得的議論」を展開していきます(1Cor.2:4)。ここでは、ひとの心的状態は問題にされずに、神にそう「認定される(看做される)」場合には義人であり、或いは神の怒りの対象とし、悔い改めを迫られているとする議論が一般的に三人称で展開されます(2)への応答)。

六、福音は「イエス・キリストの信」においてほど誰にも明確には知らされていない。

以上が福音を福音として一般的に律法から分節す

るパウロの議論であり、また神の前の福音とひとの前の心の状態を媒介する聖霊の働きの論証です。パウロは「ローマ書」七章で福音の啓示に基づき、「モーセ律法」即ち業の律法の新たな機能について論じます。その新たな役割は、端的に言えば、「それでは善きものがわれに死となったのか。断じて然らず。むしろ、罪が善きものを介してわれに死を成し遂げていることによって、罪が明らかになるためであり、罪が戒めを介して著しく罪深いものとなるためである」(Rom.7:13)と語られています。律法は罪の著しさを知らしめ福音に迫いやる機能を与えられたのでした。

「神には偏り見ることはない」(Rom.2:11)。なぜなら、一方、神は業の律法のもとに生きる者には業の律法を適用し、そこでは「すべての律法を為す義務がある」こと故に、「律法を行う者たちが義とされるであろう」、「神はおのおのその業に応じて報いるであろう」からです(Gal.5:3; Rom.2:13,2:6)。他方、

信の律法のもとに生きようとする者、「神の善性」に留まろうとする者には「イエスの信に基づいている」(3:26)かにより審判を遂行するからです。「われやコブを愛し、エサウを憎んだ」(9:13)とあるのは、前者が信の律法のもとに、後者が業の律法のもとに生きたことが想定されているからです、ただしエサウがその後悔い改める可能性は否定されていません。「見よ、神の善性と峻厳とを。かたや、峻厳は倒れた者たちのうえにあり、他方、もし汝が神の善性に留まるなら、神の善性は汝のうえにある」(11:22,24,Ps.18:26)。神に不信や憎しみなど否定的な態度を取る者は「叡知の機能不全」(1:26)の故に神の峻厳や怒り等否定的な側面しか知ることではできません。「彼らが知識のうちに神を持つことを識別しなかったほどに、神は彼らを相応しからざることを為すべく叡知の機能不全に引き渡した」(1:28)。「彼らは誰であれこのようなことを行う者たちは死に値すると神の義の要求を知っていながら、単にそれら

を行うだけではく、行う者たちを是認さえしている」(1:32)。他方、信のもとにある者たちは「神の善性」や「憐れみ」を知ることになるでしょう。まさに「清い者には清く振舞い、僻む者たちには僻む者として振舞う」(Ps.18:26)。

七、結論 信じることの実質性

かくして、パウロは「汝が汝自身の側で持つ信を神の前で持つ」(Rom.14:22)、「恐れと慄きをもって救いをまっとうせよ」(Phil.2:12)と命じるのです。パウロは自ら神により「い自身の子の形姿に合致した形姿として予め定められた」(Rom.8:29)者であると信じ、福音を宣教しながら自ら失格者とならないために「われはわが身体を打ち、身体を拘束する」(1Cor.9:27)ことによって自らの責任ある生においてキリストの御跡に従ったのです。信じることとは福音がイエス・キリストにおいて最も明晰に啓示された以上、どこまでも実質的です。肉の弱さにある個々

人にはそれほど明晰に知ることができないからです。われらの古き自己は二千年前に十字架上で共に死に罪赦されたことを、聖霊がわれらの心のなかで「神に即して」(8:27)呻きをもつて執り成していたまうことを、即ち神が今ここでわれらを愛していたまうことをそのつど信じましょう。

札幌独立教会の一三七年の歩みにおいて、先輩たちが連綿とキリストの御跡に従ってこられたこと、このことを感謝し、今日まで導かれた神に讃美を捧げます。私どももキリストの足跡に従いましょう。「生きることはキリストである、死ぬことも益である」(Phil.1:21)。

(二〇一九年十月二七日札幌独立キリスト教会
一三七周年記念講演)

